ヘンリー・P・ドフリース, ホセ・ロ ドリゲス=ノバース共著

## 『米州国際法——米州法制度 序説』

Henry P. de Vries and José Rodriguez-Novás, The Law of the Americas: An Introduction to the Legal Systems of the American Republics, New York, Oceana Publications, 1965, xii+315 p.

I

本書は、ラテン・アメリカ諸国の国際法を扱った数少ない研究成果の一つである。田中耕太郎博士が、『ラテン・アメリカ法学界管見』(1940年)を発表され、わが国におけるこの分野の研究も徐々に進歩しているが、海本徹雄氏の『新汎米主義と米州国際法』(1943年)を除いては総合的成果はない。海本氏の大作は年代記的な叙述方法をとっているが、同じ方法によるロイド・メッチャム(J. Lloyd Mecham)の The United States and Inter-American Security、1889–1960(1961)と比較すると、内容の緻密性において後者がまさっている。

ドフリースおよびロドリゲス=ノバースの意図は、この地域の国際法を明らかにすることよりも、域内諸国の国内法を分析することにあったものと思われる。複雑多様な域内20余の独立国の法制度を研究するためには、諸国の憲法および国際法を確立する条約構造(treaty structure)を明らかにすることが第一段階として必要である、というのが著者の見解である。つまり、国内法の研究が、国際法的アプローチによって行なわれているということになる。

第2次大戦後、国際法律関係が複合的になってから、これらの問題を取り上げる研究も大きく変化してきた。コロンビア大学のジェサップ (Philip Caryl Jessup) 教授が、従来の"International Law"に代えて"Transnational Law"という述語を用い、さらにハーバード大学のケーバース (David Farquhar Cavers) 教授らが"International Legal Studies"という用語を採用してから、その傾向が明確なものとなった。そして、国際法律問題の研究は、個人、法人、政府または国際機関の国際行態 (international transaction)を問題領域とし、その法領域は、国際公法、国際組織法、国際私法、国際行態に関連する国内法(本国法と外国法)および比較法に

またがっている。

本書の意図は、戦後のこうした傾向をかなり反映しているように思われる。著者が、ラテン・アメリカ各国の国内法、2国間の関係に影響を与える法(たとえば、政治的犯罪人引渡しに関する法律、アサイラムに関する法律)、さらにラテン・アメリカ地域社会法といった領域を有機的に一つの法体系としてまとめようとしている点で、従来の米州国際法学の成果とは異なっていることが指摘されよう。本書の構成は、次のとおりである。

序論

第1章 米州地域社会の法

A 米州機構の発展, B 一方的干渉から集団安全 保障まで

第2章 米州国際法

A 新政府の承認, B 相手国の司法権からの自由,

C 外国人および外国人資産の保護

第3章 ラテン・アメリカの法

A 社会的要因, B 立憲政府の形態, C 成文法の形式, D 裁判技術

結語,補遺,参考文献,索引

著者のドフリースは、コロンビア大学法律学教授で、パーカー外国比較法学校(Parker School of Foreign and Comparative Law)の副校長、コロンビア大学米州法センター(Inter-American Law Center)の所長を兼任している。共著者のロドリゲス=ノバースは、マドリード法曹協会会員である。なお、ドフリースおよびロドリゲス=ノバースのこの成果に関しては、アメリカ国務省法律顧問であるローエンフェルド(Andreas F. Lowenfeld)による紹介があるが、本稿においてもかれの見解を参考にする点が多かった。

 $\Pi$ 

英米法系,とくにアメリカ法においては、日常の問題は直ちに法律問題となってくることは、しばしば指摘されることである。このことは、わが国においても当てはまることであろう。日々の大きな問題は、早晩一再ならず、訴訟事件といったかたちで現われる。

ラテン・アメリカにおいては、こうしたことが事件となることはあまりない。裁判所も憲法も、この地域においては英米法系のような地位を与えられていない。一定の限界を越えてポリシーを形成することは、司法権に容認された機能であるが、こうした概念を生みだす基盤は、少なくともラテン・アメリカの伝統のなかには存在

しない。英米法系における司法権のユニークな地位は、 統一法制定のためにイギリス国王がその裁判所制度を利 用したことから生じたものであるが (p.193)、ラテン・ アメリカ法の発展における裁判所の役割はかなり複雑で ある。本書に引用されているチリ民法典第3条は次のよ らに規定する。すなわち、「立法者だけが、一般義務的な 意味において法を説明し、又は解釈することができる。 裁判所判決は、それが公告されている事件を除いては、 強制的効力を有しない | (p. 194)。 ドフリース およびロ ドリゲス=ノバースによれば、これはフランス民法典の 影響によるものであるとされているが、しかしこうした ことは英米法系諸国ではとうてい説明しがたいところで ある。ラテン・アメリカ法の伝統は、スペイン帝国の法 に基礎をおいており、「法は個々の権利の独立した根源 である」といったような法思想を成長させるのには、ほ とんど役割を果たしてこなかった。

しかし, ラテン・アメリカのいくつかの国において は、国内問題および国際問題の双方において、法が今日 まできわめて重要な役割を果たしてきたことは否めな い。ラテン・アメリカの政治家や官僚のなかには、法律 の訓練を経た者が多く、かれらは、フェイノア・エーダ - (Phanor J. Eder) が指摘するごとく, 英米法系諸国 の人々と同様に、政治問題を法というベールでおおうこ とを好むようである。こうした点で、ラテン・アメリカ 人の法の思考方法を研究することは、きわめて適切なこ とであろう。従来の成果であるフェイノア・エーダーの A Comparative Survey of Anglo-American Law (1950), アロルド・バラダオン (Haroldo Valladão) の Le Droit latino americain (1954), ルネ・デービッド (René David) O Traité élémentaire de droit civil comparé (1950), さらにマヌエル・ロドリゲス・ラー モス (Manuel Rodriguez Ramos) の Visión de Conjunto del Derecho de América Latina (1960) 75 E においてこの点はすでに指摘されてきたが、本書の刊行 によってそれはいっそう可能となったのである。

Ш

本書に収録された資料は、ラテン・アメリカにおいて 事業を行なおうとするビジネスマンを念頭に整理されて いるものではない。また、比較法学または法の実証研究 としてみた場合、先進諸国の法のメカニズムに本書がど れだけの示唆を与えるかといった点からすれば、この成 果がとくに価値のあるものであるというものでもない。 しかし、本書はラテン・アメリカ法曹の思考の習性に対して鋭い分析を試みており、さらにラテン・アメリカの生活における法と政治の不断の相互作用をみごとに描出していることで、その意義は大きい。

たとえば、本書は、有名なカルボ原則 (Calvo Doctrine) に関して一章を設けている。カルボ原則は、一国 において事業を行なら外国人は、その国の法に従うこ と、ならびにその外国人とかれの属する国も、受入国の 国内法の外から外交その他の手段に訴えるいかなる権利 をも有しない、という国際法の命題である。「外国人が 身体または財産にうけた損害に対する国家責任」の問題 は, 国連の国際法委員会 (International Law Committee) でかなり論議されてきた。カルボ原則は、甲国の自 然人および企業は、友好乙国において、乙国の自然人お よび企業と同等の条件に基づいて事業を行なう権利を有 する。という命題を補うものとして提示されるのである が、カルボ原則には若干の異論が出されている。反面こ の原則は、外国投資を規律すべき国際法は存在しない, という命題としても提示されうるものである。カルロス・ カルボ自身も述べているが、かれの見解に反対する立場 を容認すること――すなわち、政府は外国人資産の権利 の保護に関して国際法上の責任を負う、ということを主 張すること――は、「過度の決定的な特権を創出するこ とである。これは基本的には、強大な国家に対して有利 であり、弱小国家に対して有害である。そしてそのこと は、国家と外国人との間に不当なる不平等をうち立てる ことになる」(p. 100 に引用)。要するに、カルボは、渉 外的法律紛争に巻き込まれた外国の市民に代わって外国 政府が行なう権利を拒否しているのである。カルボの見 解は、主権の侵害を警戒し、社会体験の自由を希求する 弱小国、新興国および資本輸入国によって支持されてい る。

資本輸出国においては、外国民間投資は投資家にとっても、資本輸入国にとっても望ましいということ、かかる投資は投資家の保護が最大限に確保されている条件のもとにおいてもっとも多く流入するということ、受入国側の内国待遇の保証が十分でないという点が指摘されている。資本輸入国としてのラテン・アメリカは、カルボ原則にみられるごとく、「無差別」と「法の前における平等」といった概念を強調する。たとえば、1966年10月14日に発効した世銀(IBRD)の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(Convention on the Settlement of Investment Disputes between States

and Nationals of Other States), いわゆる「投資紛争解 決条約」の提案に対して、 ラテン・アメリカ代表部のと った反対統一行動のなかにこうしたことが看取できる。 世銀条約は、外国民間投資に関する統一法典となるもの ではなく, 投資家と受入国との間の紛争を解決する国際 機構として、「投資紛争解決国際 センター」(International Centre for Settlement of Investment Disputes) を設立するものであるが、ラテン・アメリカ諸国はこの 規定が自国の法理に反し, 外国投資家を優位に, 内国民 を不利な立場におくことになると主張している。また、 甲国の投資家が乙国に投資を行なうときは, 乙国の慣習 と法に従うのであって、そうでないときは投資家は乙国 に投資を行なうことはない、といった議論もしばしば見 られる。外国人が、商業上の利益を目的として投資を行 なうときは、当然にその国の国民と運命を共にし、いか なる政治的変化が起ころうとも, 危険を覚悟で行なった はずであって、本国の権力的な介入を求めるのは不当で ある、という国連の国際法委員会におけるインドのラダ ビノード・パール (Radhabinod Pal) の主張はその代表 的なものである。

明らかに、これは法律問題ではない。ローエンフェル ドは次のように指摘する。すなわち、こうした事例につ いては、論者を、経済開発に賛成する者と反対する者、 「進歩のための同盟」(Alliance for Progress)の友好国 と非友好国、民間企業を信頼する者とそうでない者、と いったように分けることはない。問題を有意義に論議す るためには――たとえば投資保証協定の締結交渉に関し て――, 次の諸点すなわち, 議論というものはけっして 終わりがあるという性質のものではないこと、権威典籍 の引用は自己のつごうのよいように行なわれるというこ と, また外国人資産の法的保護に対する態度は, 私有財 産一般に対する態度とは必然的な関係を有していない、 という点をまず認識することが重要である、というので ある。こうした資本輸出国側の意見にもかかわらず, カ ルボ原則の影響力はきわめて強く, ラテン・アメリカに おいては、憲法、法典、さらには諸々の法律文書のなか でこの原則が貫かれているのである。ドフリースおよび ロドリゲス=ノバースの本書第2章は、この点に関して 詳細に論述を試みている。

## IV

現代ラテン・アメリカが直面するもう一つの大きなジレンマは、集団安全保障の義務と不干渉の義務をいかに

して相容れさせるか、ということである。キューバ問 題,近くは1965年のドミニカ派兵問題など、いずれもこ うした大きな問題がからんでいるのである。そして、こ れこそはラテン・アメリカにおける政治信念と法理の相 互作用を如実に現わしたものと言える。これもまた、一 義的には法律問題でないことはもちろんである。このこ とは、ラテン・アメリカ諸国がアメリカに対していだい ている敵意を考慮することなくしては理解することので きないものである。1947年にリオデジャネイロで署名さ れた「全米相互援助条約」 (Inter-American Treaty of Reciprocal Assistance),いわゆる「リオ条約」(Rio Treaty),および「米州機構憲章」 (Charter of the Organization of American States) の二つの条約をめぐって展開 された論議のなかに、ほとんどすべての政治・経済問題 に回答をもたらすような法思考が発展してきた。ジョン ・ドライヤー (John C. Dreier) の The Organization of American States and the Hemisphere (1962) &, カルロス・シュテーツアー (Otto Carlos Stoezer) の Panamerica: Idee und Wirklichkeit: die Organi sation der Amerikanischen Staaten (1964) などにそ の成果が著しい。本書のドフリースおよびロドリゲス= ノバースによれば、リオ条約および米州機構憲章に基づ く「全米体制」(Inter-American system) は, 国際地域 レベルでの「条約」であり、「憲法」であり、「法典」で ある。すなわち, この二つの条約は, 締約国間の諸関係 を統治するところでは「条約」であり、組織構造を創出 し、国の方向の一般原理を述べるところでは「憲法」で あり(憲法第6条, 法的な平等; 同第5条, 誠実; 同第 15条, 不干渉; 同第5条, 無差別), さらに加盟国の内 国裁判所において直接適用しうる法律といった内容を含 んでいるところでは「法典」でもある(憲章第103,104, 106条, 訴えの免除; 同第5条, 第12条, 行動の基準と しての国際法,外国人と内国民の平等),と述べている  $(pp. 4 \sim 5)_{\circ}$ 

ところで、上記2条約に関する論点は何か。まず、米 州機構憲章第15条は、次のように規定する。

「国又は国の集合は、理由のいかんを問わず、直接又は間接に、他の国の国内又は対外の事項に干渉する権利を有しない。この原則は、国の人格又はその政治的、経済的及び文化的要素に対する武力のみでなく、他のいかなる形式による干渉又は威嚇の試みも禁止するものである」。

この規定を解釈すれば,国の集合は,たとえ全体とし

て行動する米州機構であっても、加盟国の主権を侵害すると考えられるような行動はとれない、ということになるのか。そして、加盟国政府が倒壊し、ラテン・アメリカの平和と保障が脅かされる状態になったとしても、米州機構は憲章第15条によって行動を禁止されるのか。それとも、国の集合体として行動がとられ、その行動を国の集合が承認していれば、個別的行動に対する拘束は適用されないのかどうか。

法律上の問題としては、さらにもう一つの疑問がある。すなわち、リオ条約第3条、第6条および第8条によれば、「アメリカ大陸外若しくはアメリカ大陸内の紛争によってか、又はアメリカの平和を危くする虞れのある他の何らかの事実若しくは事態によって影響を受ける場合には」、締約国は集団的措置をとることが義務づけられている。このリオ条約の規定における義務を、米州機構憲章第15条(および第17条)における不干渉の原則といかに調和させるかということである。

米州機構憲章は,国際連合憲章と同様に,国または国 の集合は,国際法秩序を任意に形成しないということを 確認するために企図されたものである。さらに、国連加 盟国は米州機構加盟国と同様に,一国で行動を起こすこ とができないときは、当該機関の有効多数の加盟国が履 行すべき行動を保証することによって, 集団的措置を講 ずることができる、と考えられている。1965年春のドミ ニカへの「米州平和軍」(Inter-American Peace Force) の派遣の際に、この点が大きな問題となった。1965年5 月の米州機構外相会議 (Meeting of Foreign Ministers) において, コロンビア代表は, 米州機構の目的を完遂す るために集団的措置をとる権利を米州機構から剝奪する 規定は、憲章のどこにも見いだせない、と述べている。 反面, こうした主張にはいくつかの困難がある。 すなわ ち,米州機構理事会または事務局がこうした行動をとる 権限を付与されている, ということを積極的に立証すべ き確たる法の典拠もまた存在しないのである。ドミニカ への米州平和軍の派遣に関して, 上記外相会議において メキシコ代表が反対演説を行なっているのも, こうした 観点からのようである。

1965年11月,リオデジャネイロにおいて 開催された 第2回特別全米会議(Second Special Inter-American Conference)において,ラテン・アメリカ諸国は,「"全米体制"は,米州機構憲章の目的と原則に従って,西半球の諸々の問題をより効果的に解決するために,強化されなければならない」ことを確認し,さらに「全米体制

に新しいダイナミズムを起こさせることが緊要である」 ことを宣言している。

リオ会議の結果として, いま米州機構憲章改正の努 力が行なわれている。リオ会議における討議や、憲章改 正準備委員会での活動をみても, 中心的な論議はまだ終 わったわけではない。1948年には予想しえなかった問題 に十分対処しうるように、全米体制を整備しなければな らないのだという幅の広い認識が一方にあるけれども, 他方には国家の完全なる独立に対して、集団的にまたは 個別的に, なんらかの干渉が行なわれるのではないか, というかなりの不信感がラテン・アメリカ域内にいまだ に存在している。そのうえ, とくに集団安全保障と紛争 の平和的処理について、米州機構の中枢部門になんらか の権限を付託することには、かなりの躊躇がみられる。 1948年に採択された「紛争の平和的処理に関する全米条 約」(American Treaty on Pacific Settlement), いわゆ るボゴダ規約 (Pact of Bogotá) の第7条も, 「締約国 は、自国民が、それぞれの国家の権限ある法廷に出訴し うる手段を与えられているかぎり、それを保護するため に外交上の要求を行なったり、又は、そのために、国際 法廷に紛争を付託しないことを約束する」と規定してお り、これは上記の点についてのラテン・アメリカ各国の 立場をはっきり表明したものである。

本書において,ドフリースおよびロドリゲス=ノバース は,以上の諸論議に,実際にはほとんど参加していな い。また近年,全米体制において顕著になってきた危機 感について、この著者はほとんど触れていない。政治を 語る前に,もっぱら法の理解に努力を集中したことは, 基本的な前提として正しいことである。ドフリースおよ びロドリゲス=ノバースは,少なくともこうした理解の出 発を可能にしたものといえる。また, 国際法と国内法を 一つの法体制として有機的に関連づけようとした努力は 評価されるべきである。ラテン・アメリカにおける法制 度, 法思考と, スペイン, ポルトガル帝国のそれとの関 係について著者が行なっているコメントは、きわめて示 唆的であり、かなりの説得力をもっている。できれば、 法の原文の翻刻を少なくして、もっと多くの著者のコメ ントが欲しいところであった。たとえば、ラテン・アメ リカにおける憲法の位置、実定法における最高法規とし ての憲法と自然法との関係などは、われわれのもっとも 詳しく知りたい問題なのである。

(図書資料部投資資料調查室 桜井雅夫)